제156호 1908. 5. 30.



# 京城新報

陰曆 四月三十日
發行兼編輯人 秋山忠三郎
發行所 京城新報社
電話六百三番

## 冥途より通信(下)

亡者 星 亨より 伊藤老公閣下　李山生

▲日韓新協約の締結は確かに閣下に取りての御成功と被存候、而も確かに御成効には相違無之候も唯斯に新協約の御成功のみにて之に伴ふ實踐の見るべきものなきに於ては閣下が折角其の禿頭の腦味噌を絞りての御苦心も終には畫餅に歸し、世人の物笑ひと相成り候はずやと萬々恐察仕候

▲新協約の條項は大体に於て小生の賛成するところに候へ、殊に日人の官吏を採用して權要の地位に据わんとの條項はまことに其の當を得たるものにて是れ又小生の衷心同意に堪へざるところに候さりながら惜むべきことには是等權要の地位に選ばれたる輩が一意唯其の上長官たる韓國官吏の鼻息を窺ふにのみ維れ努めて(尤も一概には行かざれど)更に其の創見的の識才に乏しく、ヤハリ閣下の方法と同じ事、偏に法令章典の美にのみ腐心し毫もテキパキたる行爲無之は餘り感心せざることゝ愚考いたされ候尤も其の間の日月さても未だ短かく候へば強ち小生の申し上ぐる通り計りには餘り發ね候はんも併し苟も必ず將來に之れを行はうともいふべき人物は其の日月の長短に拘はらず、最初の切ッ掛けに於て豫め判斷の付くものに候、小生はソレを思ふにつけても慨ねず双の腕がブンブン唸り申候

▲時に暴徒の處分法は昨今如何の狀態に候哉、大三輪氏の言に依れば之が討伐の實行は更らに遲々として進行せずとかの由に候がまことに以て手ぬるき次第かと被存候、察するに閣下は其の平素の所謂慣用手段たる懷柔政策を御實行のことかとも被存候が懷柔政策も時と場合トテモ彼の恩に馴れ、惰に甘んじ易き韓人殊に地方の暴徒には[illegible]ドテ此の政策に衷心より[illegible]するもの[illegible]候哉恐らく斯の如きも[illegible]人として無之ことゝ存候、ヤハリ[illegible]威壓するに若くは[illegible]之候閣下は以て如何に思召され候哉

▲又閣下は一年三百六十五日の過半は任地を明け放しとせらるゝ由まことに以て怪しからぬ次第と存候、應程寄る年波のいたはしき御身軀倒には御保養も必要なべけんも其の一年の過半を留守となし日本にて御遊興あらるゝとは呉々も意外の沙汰に候、申す迄もなく何事にまれ苟も一方の主宰者たるものは必ず平素其の局にありて油斷なく采配を振はねばならぬものに候、もし左あらずんば其の部下は勿論閣下に取りては第一韓人の侮蔑を買ひ、肝要なる韓人の扶掖誘導はたちか果ては統御すらも出來兼ぬることゝかと憂慮被致候

▲次に閣下には其の膽識を揮へられ暴徒の蜂起せる地方を隈なく巡回せられては如何に候哉然し好んで暴徒巢窟の現場に赴くにはあたらず候も其の地方の有志者及一般の民衆に會見して談笑の裡自ら日本が韓國を思ふの衷情を語り候はんには却て彼等が誤解をも氷解せしめ彼等をして眞乎日本を思ふの情を起さしむることかとも被存候、尤も左申さんには前に述べし小生の言葉は變りてヤハリ懷柔政策と相成る傾きも有之候も此の點丈けは强硬手段を行ふ前一應は實行いたして可然かと被存候次に總体に於て曾根親方の意見如何に候哉(續)

## ◎高等女學校現況(續き)

此の外生徒各自の家庭の職業、家族の人數、出身府縣等を調査し更に又「女子の務」なる試問の下に各人の信ずる所を述べしめたり蓋し此等の試問に對する返答は生徒の過去に於ける境遇と連關して個性調査上頗る重要なる參考となるを以てなり此の調査及び試問に對する生徒の返答を統計すれば左の如し

生徒家庭の職業別

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 官吏 | 三七 | 商業 | 一四 | 銀行會社員 | 九 |
| 受負業 | 七 | 質屋 | 四 | 旅館料理店 | 四 |
| 無職 | 三 | 農業 | 一 | 印刷彫刻業 | 二 |
| 湯屋 | 一 | 周旋業 | 一 | 馬車運送業 | 一 |
| 醫師 | 一 | 新聞社員 | 一 | 測量師 | 一 |
| 番當 | 一 | | | | |

(右の內商業とあるは特に示したるもの以外の商業にして就中雜貨商の六を第一とす)

生徒家庭の宗教別

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 眞宗 | 三〇 | 淨土宗 | 二 | 禪宗 | 七 |
| 日蓮宗 | 一〇 | 一向宗 | 三 | 眞言宗 | 三 |
| 天理教 | 一 | 基督教 | 三 | 佛教 | 一〇 |
| 神道 | 六 | 無宗教 | 三 | | |

(右の內佛教とあるは佛教中の宗派を辨へざりしものなり)

試問「女子の務」に對する答案

| | | | |
|---|---|---|---|
| 貞操 | 三二 | 家政整理 | 一二 |
| 行儀を正しくする事 | 一一 | 溫良たるべき事 | 九 |
| 育兒 | 五 | 正直 | 五 |
| 孝行 | 四 | 良人を大切にすること | 三 |
| 長上に仕ふ | 二 | 謙遜 | 二 |
| 裁縫 | 一 | | |
| 再婚せぬ事 | 一 | 國のため盡す事 | 一 |

生徒府縣別

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 三 | 茨城 | 一 | 岩手 | 一 |
| 和歌山 | 一 | 東京 | 九 | 三重 | 三 |
| 山形 | 一 | 愛媛 | 一 | 大阪 | 三 |
| 愛知 | 三 | 福井 | 一 | 福岡 | 八 |
| 兵庫 | 二 | 靜岡 | 二 | 石川 | 一 |
| 大分 | 一 | 長崎 | 二 | 山梨 | 一 |
| 鳥取 | 一 | 佐賀 | 二 | 新潟 | 二 |
| 滋賀 | 二 | 廣島 | 一 | 熊本 | 二 |
| 埼玉 | 二 | 岐阜 | 一 | 岡山 | 一 |
| 宮崎 | 一 | 千葉 | 一 | 福島 | 二 |
| 山口 | 六 | 鹿兒島 | 五 | | |

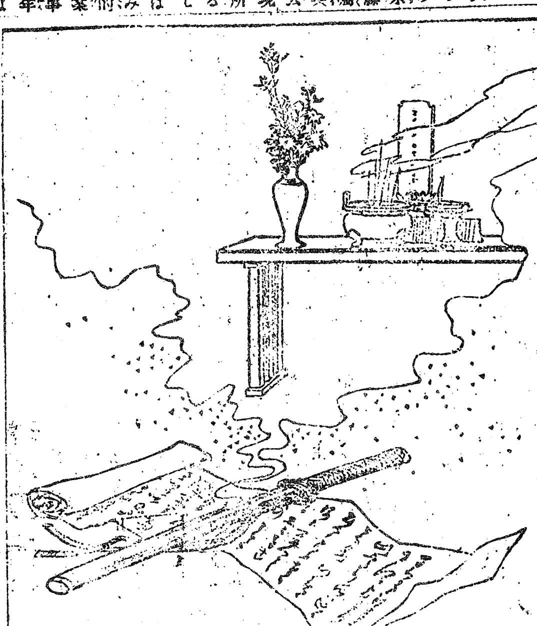
右の表に示す如く本校の生徒は其の出身地一道二府二十九縣に亘り內地の女學校に於けるが如く學校として地方的習慣なるもの存する事なく隨て地方的校風として認むべきものなし勿論創立未だ日淺き事とて校風なるものゝ存在する理由なく諸種の異分子を打て一丸となしたるが如きものにして此の現象は內地の學校に於て見る事を得ざる所なり隨て生徒練訓上に內地に於ける夫れとは大に趣きを異にし新たなる校風を作り新たなる主義を施すに最も適當にして教育上大いに興味の存する所なり而して嘗に生徒の出身地が各地方に亘れるのみならず職員の出身地も三浦校長の熊本、田中教諭の東京、宮原教諭の長野、安武助教諭の福岡、安藤助教諭成田囑託の大分、中島助教諭牢井囑託の長崎、湖脇囑託の香川、小山囑託の兵庫、兒島囑託の岡山、山本囑託の靜岡と云ふが如く各府縣に亘れるは極めて面白き現象と云ふべし蓋し監理者の意を用ひたる所なりと云ふ又本校が內地の女學校と異なる他の一の特徵は生徒は皆遠く故鄕を離れて一度玄海の波濤を踰へたるか然らざれば此の經驗を有する家庭に育てられし者のみにして一般に進取の氣象に富み其の活動的なる處內地女學生一般の風たる引込み思案なるに比して大いに其の趣きを異にせる事にして本校女學生は內地女學校に於て多年の訓練によりて得る性格を境遇の感化により具有せるものと云ふべし(未完)

## ◎女學生の袴の始　浮世ぐさ

明治五年の頃出版せるある雜誌の中に「昨秋より東京[illegible]女學校の官校及び私塾の盛んなる幾ヶ所なるを知らず從つて之が卒業生中所々に私塾を開くもの多きが其の女徒の中往々袴を着し洋書を懷にし得々として街上を往來するものあり」と記しありしが次號には挿繪を以て之が袴の雛形及び模樣を示したり而して又其の後同雜誌には『洋學女生と見ゆ大帶の上に男子の用ゆる袴を着し足駄を穿きまくりして洋書を提げ往來するものあり』と載せあり[illegible]に又當時の年表に『女學校通學の女子[illegible]』と記しありしが三十三年[illegible]より[illegible]流行[illegible]

## 小說　新不如歸(二十三)

西脇義祐の父は祐後と言つて、前回にも記した如く陸軍少將で、西南の役と言ひ、征臺の時と言ひ、殊勳を樹てゝ勇名を馳かした人であつた、殊に日淸の役には某旅團長として遠く遼東の野に進入し、將軍の向ふ所は草木も風靡し、如何なる堅壘も如何なる城砦も、進むで拔かざるなく、攻めて取らざるなく、殆んど連戰連勝無人の地を行くが如き狀態であつた、將軍の敵軍に向ふや、必ず馬を陣頭に立てゝ、重代の名刀村雨丸を拔き放ち、彈丸雨飛の間に立ちながら、面も振らず部下を指揮するが例であつた。されば勇將の下に弱卒なく、西脇旅團と聞けば、戰はずして逃走する敵もある程で、鬼神の如く怖ち恐れたのであつた。されば講和克復の後は、軍人の最も名譽とする金鵄勳章功三級を賜つて、其の偉勳を表彰された。



性質は洒々落々として、所謂日本軍人の模範的人物で、一度決心した場合は何事でも貫徹爲なければ止まぬと言ふ風であつた。至つて情深い、感情の强い、涙脆い人で、時に依るとこれが三軍を叱咤する將軍かと疑う程であつた。されば一面から觀れば拔山蓋世的勇將軍で、又一面から觀れば物の哀を知る情ある好將軍であつた。しかるに講和談判の結果、我國の有に歸した遼東半島を、露西亞、獨逸、佛蘭西の三國が干渉の結果、涙を呑んで還付するの止むを得ざる場合に至り、恐れ多くも皇上陛下は[illegible]を示させられた。

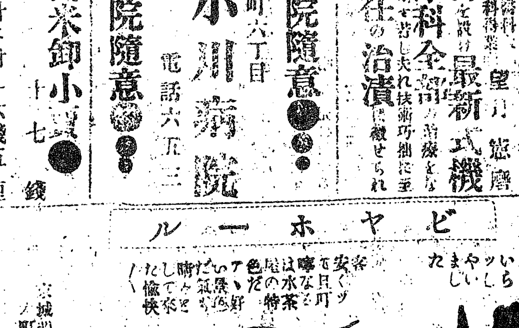
此の詔勅を發せられた其晩の事であつた。少將は憤慨の情禁じ難く、平常にもなく打沈むで、[illegible]

て自殺を遂げて居た。其の遺書には左う記してあつた。

拙者此度の自殺に就ては、世人は恐と罵り狂と笑ふも斗り難く候得共、左右の世評は拙者の顧る所にあらず、是天皇士の知るあらばそれにて滿足に候。抑も今日詔勅の發布ありし詔勅を拜讀するに講和の結果我國の領土となりし遼東半島を、再び淸國へ還付する旨を示されたる者に有之候其茲に至りたるは、露、獨、佛三國が同盟干渉の結果なる事は明かなる事實にして就中露國が其の主謀者たる事も明かなる事實に候。思へば切齒扼腕悲憤の至りに御座候。彼の遼東半島は、我々軍人が幾多の死と幾多の負傷を以つて購ひ得たる最も關係深き土地にして、血は流れて土に沁み、肉は化して土となり、多くの戰友と多くの部下とが墳墓の地として戰ひたる所に候。

茲に拙者は部下の士卒に對ひ、汝等が骨を埋むる遼東半島は、永遠日本の領土として、死者の招魂社は半島の鎭守として建設すべき事を以つて鼓舞致し候しかるに半島は今や再び彼等の手に還付さるゝ事と相成候。されば拙者が爵を信じ安んじて彼地に戰死したる部下の士卒と、其の多くの遺族に對し何の面目あつて斯世に存へ候はんや。これ拙者が死を覺悟したる原因に御座候。汝若し父が死を傷まば、宜しく父をして自殺せしむるに至りたる原因を考慮せよ而して一朝其讐を下すに變ふるに至る時は、宜しく父の怨恨を慰むるに足るの[illegible]、其時拙者は泉下に[illegible]んで瞑目せん。今自殺するに臨み、汝に[illegible]するは此一事に候、[illegible]





京城新報

# 李完用君に與ふ

李完用君足下、足下は我朝の英雄徳川家康の性格を知れりや、足下を家康に比するは[illegible]其性格の似たる處多し、隱忍して冷酷なる所相似たり、精苦[illegible]所相似たり、敵を倒し味方[illegible]一に自己の爲に謀る所多き甚だ相似たり、國家を愛する觀念よりも私門の賑盛を[illegible]に急なる所相似たり、足下は常識に富む、自己の性格を顧念せば足下と離[illegible]足下の經歷に徴せよ、足下が書記官として米國に駐在せし時より、諸來政界に馳[illegible]政界の大立物とな[illegible]

[illegible]に盜し、陛下を露館に潛幸せしめ金鴻集以下を逆殺したる大クーデターの重要なる謀士たりき、何ぞ足下の精苦大膽なるや、露公使ウエバー歸國し、李範晉駐露公使となり、李容翊頭を擡て陛下の信任を一身に集め、李根澤跋扈し、足下に對する陛下の信任は薄らぐ、如何なる足下も辛辣冷酷の手腕を揮ふ能はず、其得意の隱忍により機を俟たざる可らず、足下は心機一轉漢城の政界を捨てゝ全羅北道の觀察使となりて赴任せり、然れども虎視耽々北方漢城の天を眺めて機會を俟てり、機運は足下に逆進して容易に來らず、足下の野心は勃々として燃るが如し、地方の牧民は素と足下の志に非ざる故に到底長く堪ゆ可らず、懸て足下は觀察使の職を捨て、漢城に舞ひ戻れり、樂峴の自邸に悠々閑雅世事を抛て風月を友とするが如き体度を示せり、其僻心は八方に飛びて機運を招かんとせり、日露の戰役が露國の敗に歸したる結果、漢城の政界も亦日本の勢力儼然として樹立せり、李根澤朴齊純を中心とせる内閣の組織さるゝや、足下も亦其一員として招れ學相の椅子に就けり、然れども足下の巧智なる容易に動かす機運を俟てり、機運は熟したり、伊藤公大使として來り、第一次の日韓協約は締結されむとす、總理韓圭卨は涙を揮て拒絶し、他の閣員皆否に就て一語を發するものなし、俄然足下は或裏面の事情に押され、開口一番贊同の意を表したり、現總理の位置は既に此時に於て定まりしと云ふも不可なし、爾來伊藤公の政策に貢獻したること勘からず、英親王の日本留學に足下の盡瘁したる苦衷は容易ならざるものあり、要するに足下の政策は常に平均を保つに長せり、伊藤公と太皇帝との間に處して能く平衡を保てるは、總ゆにウエバー[illegible]段なり其平衡を保ちて、綽々たるの體度は將さに豪なりと雖も、如何せむ足下の美事なる外交的手腕が唯々自己の權勢位置を護る爲の具に過ぎずして、國家的觀念に乏し[illegible]の爲に盡すに至ては甚だ陋なら[illegible]は足下の外交的手腕の優を認む[illegible]心事の陋劣なるを悲ますんばあ[illegible]にして心機一轉更に心事の陋を[illegible]大に光明あらん、

## 東京電報

### ●統監歸朝と副統監

曾禰副統監は來月中頃歸任し伊藤統監は同下旬歸朝する豫定なり。

### ●地久節と祝電

本日は皇后陛下御誕辰につき外國留學中の宮殿下伊藤統監其の他在外國諸官より祝電到來せり

### ●外國皇室の祝電

英獨兩皇室伊國皇太后より我皇后陛下御誕辰の祝電あり夫れ〳〵御答電を發せられたり（以上廿八日發）

## 雜報

### ●觀察使會議（第五日）

昨日は午前十一時半より開會出席觀察使府尹前日に同じく李學部大臣議長席に侯同次官副議長席に就き高度支部大臣及び學部局長閔第一課長隈本第二課長本田文書課長上村事務官金會計課長等列席し先づ李學部大臣は別項の訓示演說をなし俵次官一場の挨拶をなす夫れより大臣の演說に就き各觀察使漢城府尹は教育に關する意見を述べ午後四時散會七時より既報學部大臣の招きにより一同日本人倶樂部に向へり尚一昨廿八日午後は午後二時より李總理大臣列席し內部諸問事項「郡守府尹任用に關する意見」に付審議し各觀察使漢城府尹は官吏任用法に就き時弊を指摘し且つ各自の意見を陳述し午後五時散會一同六時より花月に於て開かれし內部大臣同次官の招待會に赴けり

### ●裁判所監督官會議

新任せられたる大審院長同檢事總長控訴院長同檢事長地方裁判所長同檢事長は來月十一日より法部に於て裁判所開廳準備其の他司法上の諸問題に關し會議を催す筈

### ●典獄會議

新設監獄署典獄一同は來月六日より法部に於て開廳準備其の他に關し會議を催す筈なり

### ●書記規則制定

新任大審院書記長以下各裁判所書記長同書記は裁判所書記規則制定のため目下法部に於て會議を開き居れり

### ●鄉校の管轄移轉

韓國地方各部には鄉校なるものありて本來の性質は學校にして地方の子弟に漢學を教授する所なりしが儒學を尊崇するの結果孔子其の他古學者を祀り現今は其の本質を失ひて儒生等が孔子廟として祭祀に用ふるのみの狀態に在り其の管轄も內部地方局に屬せしが今回其の本來の性質に從ひ學部の所管に移轉したりと云ふ

### ●拓殖創立員

東洋拓殖會社の成立は行惱中に在るが如く傳へらるゝも實際は而らずして目下東上中の曾禰副統監は桂侯其他と種々の打合を爲しつゝあれば創立の發表も決して遠からざるべしと云ふ而して創立委員中には在韓邦人中の重立ちたる人々三十名を加ふることも略內定したりと云ふ

### ●韓民歸化と內相の訓令

韓國民中には露國其の他の列國に移住せる者夥しく其の人員は正確に調査せられたるもののなきも露領のみにても移住せる者十二三萬人あり年々出稼をなす者亦四五萬人に達すべく此等韓民中には其の移住國に歸化して自ら治外法權を有する外國人と稱し移住地にて團体を組織し新聞紙を發行し或は內地に來りて政治運動をなす等韓國の治安を防害するの行動をなす者あり然るに韓國に於ては古來國民の外國に歸化する事を認めざる事清國に同じく國籍變更に關する規定なし故に內部大臣は本日各地方官に對し訓令を發し韓國民にして祖國を棄てゝ外國に歸化するが如きは不都合なるのみならず古來の慣例現行の法規上國籍喪失を認めざるを以て地方民中外國に歸化したりと稱するも國民たるの權利を有し義務を負ふ事となさしめたりと云ふ

### ●仁川高等女學校現況（一）

記者は昨日仁川高等女學校を訪問し現況を聞き得たる所を左に記載せん

抑も同校設立の議は一昨年來より民團理事者により發議せられて爾來種々故障起り度々頓挫せしも熱心なる民長の奔走と信夫理事官を初め統監府側の援助により漸く設立するに至り去る四月六日を以て開校するに至れり而して同校は元手藝學校の名稱にて專ら女子手藝希望者を收容するの希望なりしがかくては種々の弊害あるを以て此れを高等女學校と改稱する事となれるなり

▲學級 は三年に分ち第一年を高等小學第二學年卒業生以上の學力あるものを入學せしめ得る事とし普通高等女學校と異なりて手藝に重きを置き尤も眞面目なる家庭の賢母を養生の目的なりと

▲學科目 は三學級を通じ修身、國語、算術、圖書、家事、裁縫、手藝、音樂、體操、英語の十科目とせるが其學科課程及每週教授時間左の如し

第一學年

△修身 人倫道德の要旨作法等にして訂正女子修身教科書（井上哲次郎著）第二卷を教科書とし受持教諭は松本校長每週二時間

△國語 講讀作文、文法、習字として改訂高等女子讀本卷一、女子日本文典上卷、習字者のしをりを教科書とし都築教諭受持每週五時間

△英語 神田乃武著リーダー、高津教諭受持一週二時間

△算術 筆算整數分數書取習字等にして高等女學校用算術教科書を用ゐ片桐教授受持一週二時間

△理科 教科書女子の理科の生理科同上教諭一週一時間

△家事 家事經濟、衣食住に干すると都築教諭受持ち一週一時間

△裁縫手藝 本科目は本校に於ても尤も重きを置けるものにて教授時間は一週十二時間とし受持教授は一ッ橋校職業學校出身にて嘗つて三重縣高等女學校教授たりしを同縣の推薦にて特に招聘したる中內女史是れを擔當しつゝあるが科目は縫方、裁方、編方、刺繡の五とせり尙本科目の成蹟後段に記述する所あるべし

△音樂、體操 は各々一週一時間とし太田教諭擔當せり（八生）

### ●仁川通信

支局記者

開港二十五年祭も先づ面出度經了し愈々多忙なる時機に入り申候

▲民團 稅の滯納額は四十年度分以降實に二萬圓內外に達し而して此れが滯納者の內容を調査するに穴勝稅金負擔に堪ゆべからざる貧困者のみにあらずして其大半は一角の店舖を有し所謂有志なるものを占むるに至つては予輩聊か眉を顰めざるを得ず是等有志は果して納稅の負擔に堪ゆるの資力なくして然るか、否負擔額を以て不當なりと云ふにあるか若し民團が不當なる賦課をしたるものとすれば須らく正式の手續を經て稅率引下げの請願に及ぶべし徒らに陰に怨嗟の聲を發して其義務を果さゞるが如きは斷じて居留民の成すべき事にあらざるべくと存候

▲滯納 處分は既に一昨日より着手せらる由來民團當局の[illegible]なく言はしむれば[illegible]と斷言せざるを得ざる[illegible]ば數百の被滯納[illegible]執行を受くるもの[illegible]か、曰く勞働者に[illegible]も三等市民に於[illegible]勞頭、大地主、大[illegible]めざる、前者は多[illegible]ゆべからざるもの[illegible]負擔の場合に於て[illegible]對して其負擔額を[illegible]務履行を怠るも[illegible]局が一切の情實を[illegible]づるなくんば民團[illegible]

▲地主會 なるもの[illegible]何れも在仁地主を[illegible]は今回各自の土地[illegible]其引上方に關して[illegible]出せり、而して[illegible]にして容れられざる限り一文も納稅をなさざるは勿論民團理事者の交迭を見るも何止まざるべしと、予輩は同會の行動に對し茲に其是非の批判を試むを欲せざるも、現に其不平のある所を表示して當局の再考を促せる同會の行動は將に之れを是認するごとするも之れが動機となりて從來圓滿なる發達を遂げ來りし我仁川に尤も忌むべき地主派なる居留民閥を形成して永久民團自治上に一種の封建的弊害を釀すなからん事を戒むるものに候

▲理事 者に於ては右陳情書に關しては各地の土地稅率等を調査し是等を參酌して此程漸く之れが裁決案を草したるやに傳ふ予輩は該裁決案なるものが果して地主會をして滿足せしむるに足るものなるや否やは知らずと雖ども理事者にて全々地主會の要求を却下する事をなさゞるべく從つて地主會も又民團現時の狀態に鑑みて必ずや茲に圓滿なる解決を見るに努むべき事を確信致候

### ●產物は如何にして輸出さるゝ乎（二）

大豆

一原產地より仁川までの運賃

| | |
|---|---|
| イ、沿岸各所より海路韓船にて運搬するとき | 十錢乃至卅錢 |
| ロ、沿岸貿易船にて運搬するとき | 略同前 |
| ハ、陸路鐵道にて運搬するとき | 五十錢乃至八十錢 |

以上は大凡を記せしものにして原產地の遠近に依りて其間自ら差あるは當然の事なり今大豆の主產地に就きて一々記さんに先づ最も廉價なるは海州にて八斗入一俵十錢次は長端にて一石三十錢黃海道延安白川方面及忠清道方面は八斗入一俵に付き三十錢を要す而して若し叺裝せるときは概ね一叺に付き二十錢若しくは全羅道の如く其上げ高九分の割合を以つて運賃と定むる所あり

二仁川より外國仕向港までの諸掛り

（甲）韓人より外國商人の手に渡る迄の分

| | |
|---|---|
| イ、陸揚費 | 七錢五厘 |
| ロ、五斗入繩叺代 | 卅九錢二厘 |
| ハ、斗量人足賃 | 三錢 |
| ニ、廻し費 | 七錢 |
| ホ、韓人問屋口錢（賣買格價の三分） | 約二十五錢 |

（乙）外國商人の手に渡りたる渡船積込の分にして其內斗量人足賃繩叺代及廻し賃は買主に於て負擔し他は全部荷主これを負擔す

| | |
|---|---|
| イ、日韓仲買人手數料 | 三錢 |
| ロ、輸出組合積立金 | 十錢 |
| ハ、艀賃 | 七錢 |
| ニ、賣造賃 | 十二錢 |
| ホ、輸出稅（從價五分） | 三十五錢 |

なるが無論全部輸出者に於て負擔し只濱出し足賃は船會社に於て負擔するものとす

（丙）船積後仕向地迄の分

| | |
|---|---|
| イ、運賃（阪神長崎門司芝罘） | 四十五錢 |

但しイは橫濱ならば六十七錢東京ならば七十三錢

| | |
|---|---|
| ロ、保險料 | 二十五錢 |
| ニ、輸稅入 | 從價五分 |

### ●雄基灣方面の狀況

雄基地方の韓民は職業としては農漁にして農業の傍漁業をなすもの又は炭燒等を營むものあるが專ら主として農業に從事し居るより十中八部を占む一般人民の官憲に對しては能く奉公し未だ命令に背きたるを聞かず且つ三十七八年以前は露國人の入込み居りし爲め民心大に露化し居りしも戰役後日本人の入込と同時に露國人は何れも退去せし爲め現今は日本に馴れ親み居れり然れども多數中には尙露國を慕ふもののなきにしもあらず一般民心は平穩稼業に從事しつゝあり官衙としては慶興警察分署の巡査駐在所（二名）郵便電信取扱所（六名）稅關監視署（一名）あるのみにして在留日本人は男女合計八十五名にして旅館料理店雜貨漁業等を營み何れも私慾に汲々として各商店每に自己の利益を滿さんとして相互間に於て紛擾絕へたることなく將來土地の發展上大に憂ふべき事なりと清國人は暉春地方より來り雜貨を營み何れも家屋等增築に着手し暇に日本商人に競爭せんとするの傾向あり而して日本人と韓國人との間柄に於ては本年三月頃漁業場に付て多少の紛擾を來したる事有しも警察に於て解決をなし双方和解し目下の狀態は圓滿となり運輸交通に至りては甚だ不便にして海路は元山港との航通滊船泰盛丸慶資丸の二隻にて交通あるも定期にあらずして荷積御の都度寄港するものなれば一ヶ月何回入港するや豫測し難し內地より命令船として滊船二隻正義丸盛運丸月三回寄港する豫定なるも近時海上は連日の濃霧なる爲め豫定の時日に入港する能はず是が爲め在留日本人は米噌の補充に窮するの狀態に陷ること屢々あり陸路は慶興清津、會寧及露領に通ずる道路あり何れも辛ふじて牛車を通ずるに足るのみにて北韓經營上完全なる道路を開鑿するは目今の急務なりその物產としては殆んど僅少なる大豆を輸出するのみに止まれり漁業に於ても韓人自家の食用に供するに過ぎず近時日本人の新潟地方より大成組なるもの來韓し沿岸に漁業をなしつゝあるも現今は僅少の鰊鰐漁に止まれり又雄基を距る約六里（東北露領に面せる）なり西面西水羅には大成組の支部を設け十一名漁業に從事せりと因に日清韓人家屋合計三十六軒何れも韓國式なりと云ふ

### ●宇佐川中將着

宇佐川中將は昨日夜八時三十分の列車にて南大門に着せられたり

### ●米大使館附武官

在東京の米國大使館附海軍大佐ダウチー氏は昨廿九日安東縣より來京せり

### ●閔泳徽上海移住說

前韓國閔泳徽は家產を賣却し上海に移住すべき計畫ありと

### ●武田通譯官

平壤理事廳在勤武田通譯官は歸朝の途次廿八日來京本日夜出發東上の筈

### ●韓南滊船會社發起人來京

同會社發起人岡十郎大池忠助の兩氏は社用を帶び一昨廿八日來京せり

### ●辭令（二十七日附）

任統監府通信事務官 佐々木三郎
統監府通信管理局事務官兼統監府通信事務員

### 公人私人

△本田幸介（水原勸業模範場長） 廿八日來京巴城館へ投宿
△志賀直溫（總武鐵道社長） 廿八日新義州より浦尾旅館へ宿泊
△齋藤濱五郞（埼玉縣辯護士） 廿八日平壤より來り三日月旅館へ投泊

### ●近事片々

▲宋擬 相近來失意閑員等より繼子扱ひにさる余り日本で氣焰を吐き過ぎたる天罰乎
▲統監 に辭職を申出でたる杯は野田平的躰度大言壯語に對しても茲一番踏張るべし
▲男子 は氣で持つ空意張何等の益なし日本にて韓國の日本官吏を罵倒せる意氣消滅
▲天嘯 れ大政治家を氣取りしも束の間なり柄に無き英雄振りは甚だ見苦し悔悟せよ
▲完用 允用共に手を打て哄笑せむ宋君の爲には辭職して暫く精神を練るのが肝要也
▲統監 が宋の辭職を採納すべきや如何之は些と難事の問題なるも統監亦た英斷せよ
▲申箕 善李道宰等の[illegible]密議を凝らすとは事實なる乎[illegible]し
▲曾禰 子東京は煩さし韓國が吞氣で可いと片瀨の邸に引込むヨボに化ぶれずは幸也
▲政府 と桂侯閥の調停曾禰子大に惱むと御苦勞千萬子の外に適當の調停者なからむ
▲拓殖 委員長亦た宇佐川中將との說多くなる能く種々の人に杯が廻る狹く決せよ
▲政府 に賢存の誠意なし容易に將の明かざるも當然困つた者也政府に大打擊を與へよ
▲英帝 の外交着々効を奏し英佛露の關係親善の体度現はれ獨逸頻に焦心せる憐れ也
▲獨帝 の手腕敏に過ぎて往々列國の同情を失ふ過ぎたるは及ばざるが如し名言なり
▲墺伊 獨の三國同盟何等の効力なくして英佛露の親善を促せり獨帝の[illegible]
▲織田 信長の血筋を受けユカ女なる[illegible]陋巷に死せむとす時世時節で仕方の無い者
▲遊賀 女の父は藩府の海軍奉行をなせし事ありと歷々の血統何とか救濟の法なき乎
▲臺灣 民政長官祝氏逝く後藤男の撰拔せる好長官を失ふ臺灣民政の爲に甚だ惜べし
▲祝氏 の人物溫厚にして頭腦明晰好個の殖民牧官前途多望の人逝て歸らず歎ずべし
▲忠清 道公州の漁夫の捕へたる鯉の腹中より雞卵の如き玉燦然として出づ甚だ奇也
▲其玉 夜闇になるや電燈の如く燦然として光を發す價七百金に買手あるも賣らずと
▲七日 目小常陸と鳳は同躰に落ちて預り兩國と藤見双方手取り兩落て藤見を倒せり
▲駒ケ 嶽に玉椿は好個の取組然るに駒怒々さして捻り倒す玉の元氣は頗に衰へたり
▲綠島 大の川駒を倒せし綠として案外腕く大の爲に破らる綠も亦た昔日の元氣なし
▲錦洋 と伊勢の濱の取組は喝采以て迎へらる錦の小手投美事に極て錦の勝は玉當也

# 美人の行衛 （六）
閑坊

押つまりにつまりたる暮の廿八日、未だ朝ぼらけより行來の人は心も足も上の空なる南大門外の大通りを威勢よく俥を飛ばして今北行の一番列車に乗り込まんず停車場に向ふ一行あり辨髪の支那人二人は彼の大鐵虎之助と川田少年に續いて隨ふ美人は貞子なるなり、彼等は抑も京城に於ける幾月かが空しき努力に過ぎざりしも毫も屈せず機に臨み變に應ずるは諸と大鐵の得意とする處なれば更らに横田に何事か託したる儘斯くは何地にか向はんとはするなり、然れども大鐵は再び清國の領地に足を容るべき自由を有せず川田少年と貞子夫人と亦何事をか能くなさんとするか抑一行の向ふ所は何れの邊りなるぞ。

停車場内八集まること漸く多く驛夫の往來亦漸く忙しくなりて場内の大時計は既に發車時刻に迫らんとす、斯かる時北行の列車は西小門驛より近づき來れり、尋いてプラットホームに入りて猛獸の嘯くにも似たらん湯氣を四邊一面に吐きて列車は止まりぬ驛鈴の音は一振二振漸く急に乗客は何れも吞れ後れじと改札口に押しかけて混雜云はんばかりなし一行三名も今は二等切符を差出して先づ貞子は改札口に向ひぬ改札係は此の一行が支那人に美しき日本婦人のことなれば不審らしく貞子の顏を眺むるなり幾秒かの時間はこれが爲めに遲延されつゝ後より續いて押掛くる乗客は斯かる間も待てず押すな押すなと混み合ふなり、貞子が先づプラットホームに身を容れて一歩二歩乗らんとする列車の方に歩を移す瞬間、

「待て」

今改札係に其の青符を見せつゝ夫れに改札係が鋏を入れんとする刹那なりき極めて銳く呼び止めたるものありき、川田少年と大鐵とは遂に四人の私服刑事の爲めに遂に待合室に連れ行かれ本署に同行の承諾を能ふべく餘儀なくせられたり、此の不意の出來事の爲めにも列車は遂に猶豫も與れず發車したり、貞子は豫ねて其を知らざるにあらざれど已れせめて已れ一人にてもこ挨く此の列車に身を投じて獨り北行の人となれり斯くて其の日の午後八時過ぎ貞子は平[illegible]に着したるが旅館にて彼の横田氏に宛たる長文の書翰を認めて翌朝更に北行の列車に投じぬ

良れ彼れの夫と川田少年とは其後數日[illegible]の取調べを受けたるが素と何等の證據[illegible]るべき者もあらざれば其儘放免せられ貞子の後を追ひたるが當時貞子は豫定地にお[illegible]ざりしと云ふ

貞子が不操より横田氏に差出したる書翰には[illegible]は一刻の猶豫も當時[illegible]なふ單身目的地に向[illegible]れたる夫に傳はられよとありたりと云ふ大鐵虎之助川田少年と共に今中安北道忠山鎮にあり、貞子は何れ[illegible]て何事をなしつゝあるか其を知る人絶えて無し（完）

## ●白石旅館宿引の不埒

昨日桓峴驛午前八時の列車出發前年齡廿七八歲の女二人の小兒を引き連れ淚を流しながら同驛取締巡査に訴ふる樣姿は佐賀縣西松浦郡伊萬里の[illegible]ので前川きし（三十）と云ふものですが大邱へ行くつもりで昨日信濃川丸で上陸しました所白石旅館の宿引が妾を無理に引き止め一泊させましたので遂に旅費が足らぬ樣になりましたから今から京城の知人の所に立ち寄つて旅費を借り大邱に行く積りならざ潜然と泣き乍ら訴へたるより仁川警察署にては不良宿引の乱暴に害毒を流し居るは夙とに知る所なるを以て白石旅館主人及び宿引岡田喜一郎を呼びだし今後嚴重に取調中なるが吾人は斯る不良宿引の取締を其筋に望むで止まざるなり

## ●妹より說諭願

熊本郡若城郡豐田村の石山ソデ（三十）といへるは先年上田喜平といへる者と友白髮の契りを結びて老先きを安樂に暮さんには若い間に辛捧して置かねばならぬと夫婦手を携ねて郷里を出で三池の炭坑に至り眞黑になつて稼いで居る内同じ仲間に前田傳吉といへる者あり妻も子もある身なれど多情の性質にて女と見れば誰彼れの差別なく手を出して見る惡癖ありて喜平の留守の間にソデに對してもこれを試みたりソデは田舎育ちのことゝて未だ浮世の風にもまれず男といへば喜平より外になしと思ひ居りしが傳吉は之に較べて見ると男前もよければ辨舌も達者であつて夫れが親切に言つて與るゝより女心の淺果にも昨日までは獻身的に喜平に捧げし戀情を傳吉に移し傳吉もまたソデが誠にほだされて妻子のことも打ち忘れ人目を忍びで逢引を爲し居たるが此所にては一時たりとも安堵して談話出來ぬことなれば一層のこと海外へ高飛びして好きまゝの夫婦暮らしをなさんでと二人相談を調へ南さす日の本をあとに見て虎伏す韓國に押し渡り釜山は内地の交通繁ければ足のつく恐れありと仁川は不景氣なれば仕事なしと此の京城に流れ來り蓬萊町九十三番戸本田九平方に身を寄せて儲口を探し居れり又にまた三池[illegible]驛に行かず然れども兩親は年老いて如何ともするに爲し能はざるを妹のナツが氣の毒に思ひ女ながらも甲斐々々しく旅裝を調へ夫れと目途はなけれども多分はこの韓國に渡り居れるならんと此の程より當地に來り警察署にも願ひ出でゝ探せる內前記の九平方に潜伏し居れること刑事の手によりて發見せられしより昨日ソデは說諭の上妹ナツに引渡されたり




## ●御當りて細打

一昨夜午後八時頃仁川宮町二丁目東京庭に漁夫体の男一人の男を膝下に壓て大聲を發して此の馬鹿野郎と罵びながら組伏せたる男の頭を地上にコツく云はせ居る所へ宮町派出所の警官來り兩人を引致して取調べたるに上の男は長崎縣の漁夫濱野興吉（三十）と云ふものにて同人が同町通行の際同町歌舞伎座前宮田方に同居する吉田富藏と云ふが興吉に衝き當り喧嘩を吹き掛けたるより力自慢の興吉は默まつて居ず直に濱拳を投げ突け眼下に負傷せしめたること判明したるが双方共酒に醉ひ居たる上のことなれば後來を戒しめて放免さる

## ●怪しき韓人

一昨夜一分半頃南部銅峴分署の密行巡査が管內を巡邏中一人の怪しき韓人あり眞夜中過ぐる今頃を何用ありて徘徊々々するかと誰何したるに此奴唯者ならじと見れて何を小癪な事を吐かすかと巡査に打つて蹴りたるが多勢に無勢遂に却て叩き伏せられ銅峴分署に引致して目下取調中なるが此奴は武橋居住の李在寛（三十）と云ふ者にて現金三圓餘を懷中し居れり

## ●瑞玉か惡玉か

忠淸南道錦江に於て一漁夫が太公望氣取りに[illegible]垂れ居りしが一尾の大鯉刺潑として釣りしかば漁夫は太公望が周王に遇ふた程に喜び直ちに市に上せしに同地の某韓人之を留め晩餐の料に充てんと俎に上せ料理に着手し先づ腹を割きしに燦として一道の光を發し[illegible]大の一個の圓[illegible]ひ取り上げ見れば其質[illegible]螢と[illegible]に人を[illegible]するなど如何にも珍[illegible]らし而して腑中には[illegible]之を見て天地に此瑞[illegible]印綬を帶ばしめんと[illegible]其望に應せず命よりも大切に珍藏し居れりと以して宰相となるの瑞玉か將た亡國の媒をなすの惡玉か得て知るべからずと同地より通信ありたり

## ●厩舍倒潰

廿八日午後七時十分咸興分隊長よりの電報に依れば同地駐剳の騎兵第十七聯隊第七中隊厩舍倒潰して馬一頭斃死せりと原因は前日來の風雨の爲めなりと云ふ

## ●本願寺說敎

本日午後八時より南山本願寺に於て例の如く土屋說敎をなす由

## ●歌舞伎座藝題

片岡長太郎一座本日の藝題は幡隨院長兵衛道行までにて其重なる役割は左の如し

極樂重三、小紫（吉右衛門）唐犬權兵衛（竹三郎）大門口小紫（甑枝）女房とき（紅三郎）長兵衛（長太郎）近藤登之助（市昇）寺西閑心（團妁）白井權八（市鶴）

## ●天氣豫報（自廿九日午後六時至三十日午後六時）

西の風晴れ后ち曇り

韓國氣象槪況（五月廿九日午前六時）南部は南又は東の風北部は北又は東の風吹き西岸は處々降雨し概ね曇天なり

## 華族樣に口說かる(一)

西の宮お樂の述懷

お咄は若い頃の方が色氣があつて面白うムいますから妾が始めて藝者となつて吉原に序開きをしてソレから仙臺へ流れ渡つて馬鹿を盡しました其の間の事を……隨分種々な事がありましたから、中には忘れて居るのもムいますが考へ〳〵罪ほろぼしの積りで申し上げて了いませう、

母が元藝者をして居た緣故がありますので吉原仲の町の山崎から二代目お樂●●●で藝者稼業に出ましたのは恰度妾が十四の歲でしたすると其の頃先の山口のお客樣である華族樣のお兄さんといふお方が什麼した風の吹き廻しやら妾見たやうなものを大層可愛がツて下さつて其のお方のお座敷といふと限つて聘ばれ〳〵いたして居たのでムいます、此のお方のお馴染花魁と申しますのは稻本の染之介さんでムいましたが此花魁は夫れは〳〵よく出來た女でして手大勢一坐をする藝者衆は申す迄もなく妾共などへも極く當りがよく萬事に行き屆いて居りましたから誰にしろ蔭で惡口などをいふやうなことはありませんでした、ソンナ女でしたから其のお方を大事にすることがお話しの外で他の見る眼も羨ましく思つた程でした併し其のお方は隨分と勝手な方で現に染之介花魁が附て居るにも係はらず此の妾に自分の言ふことを肯けさ被仰るのです、妾もコレにはホト〳〵困り入りました、御前樣御冗談許りといふを毎時も逃げ口上にして何んでも二三ヶ月は胡魔化して居りましたが終には姐さん達を仲に入れてトツ〳〵妾はのつぴきならぬ破目となつて了つたのです、●●●只今ではおたかさんがやつて居りますが其の頃は先代の人が幅を利かして居て吉原では名物の一ッでした料理店の金子から妾に口が掛つて參りましたから何の氣なしにお坐敷に伺ふと例の御前樣を取り圍んだ姐さん達が大勢居りましたが其の中の一人が●●●お樂さん先刻から御前樣が大層お待ち兼ねでムいますよ、サア〳〵お側へ〳〵と無理に押しやられる始末、何んだか變だなと思ひましたが押される儘にお側近くに座りまするど御前は妾の顏を御覽になつてニヤ〳〵と笑つて入らつしやる許り何とも仰やらないのでムいます妾は氣味が惡くなりましたから妾鳥渡そこ迄と言つて起ち掛けまするとオットドッコイとある姐さんが聲を掛けて妾の肩をば押さへながらマア〳〵おくらさん下にござれ少し話したい事があるからさ什麼しても其の塲を外させません已むを得ませんから妾はチッと其の塲に坐つて居りますと大勢の姐さん達が交る〳〵口を揃いて何うか御前の被仰る事を肯いて下さいと五月蠅く申すので、妾は顏から火の出るやう踉頭を下げた儘袖を膝の上で玩弄にして居りましたときの初心さ加減は……(つゞく)



